

2025年度事業計画について

電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第28条の4に規定する目的の達成に向け、以下の業務を行う。

1. 全国の需給の的確な管理

2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、中長期の需要及び供給のトレンドや不確実性も踏まえつつ、中長期から短期に至る全国の需給バランスを広域的に把握・評価し、供給力や調整力の確保を促進し、需給を管理・調整することにより、電力の安定供給を確実かつ効率的に確保することはますます重要となる。そのため、電気事業者の供給計画の取りまとめ、容量市場や長期脱炭素電源オーケションなど供給能力の確保を促進する取組の推進、需給調整市場の改善、広域的な需給対応の円滑化、供給力・調整力の管理方法の高度化等、各業務を連携させながら、以下の検討及び取組を実施する。

1-1. 中長期的な需給動向の把握

（1）供給計画を通じた需給管理

電気事業法に基づき各電気事業者が経済産業大臣に届け出る供給計画の取りまとめを通じて、全国の需給に関する基礎的な情報を把握し、電源の開発・休廃止や送電線の整備・更新等の適切性を確認するとともに、需給バランスや供給信頼度を評価する。その上で、国において適切に対処すべき事項については、供給能力の確保を含む安定供給の観点から意見を供給計画に付して経済産業大臣に送付するとともに、国と連携して必要な協力をを行う。

需要想定については、需給バランス評価や供給信頼度評価、容量市場における目標調達量算定や事業者の事業計画立案等の起点となる情報であることから、データセンターや半導体工場の新增設など需要への影響が大きい個別事象や経済・社会構造の変化を一層的確に踏まえたものとなるよう継続して改善を行いつつ、供給計画の作業に先立って適切に公表する。

供給力等については、供給計画の取りまとめや容量市場のオーケション結果等を踏まえ、中長期の需給バランスを損なわないよう電源の新增設や休廃止の推移を引き続き確認する。加えて、供給力の管理方法の高度化のため、供給計画において個別電源単位の補修計画を詳細に把握する。2025年度供給計画の項目として新たに系統制約量等を把握することにより、電源トラブル等の発生時に供給力への影響を迅速かつ詳細に評価するとともに、必要に応じて補修時期の調整に取り組む。

(2) 将来の需給管理の複数シナリオの検討

2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、中長期の需要及び供給のトレンドや不確実性も踏まえつつ、安定供給に必要な供給力等を確実に確保するためには、電源建設のリードタイムを踏まえた計画的な電源投資が不可欠である。

その基礎となる10年を超える長期の電力需給の見通しが欠かせないとの国の審議会の指摘を受け、2023年11月に「将来の電力需給シナリオに関する検討会」を新たに設置し、電力需給バランスに係るシナリオ検討の前提となる需要及び供給力想定の検討を行っている。

以上を踏まえ、2025年度は以下の取組を実施する。

- ・ 2024年度までに実施した需要及び供給力想定の検討を踏まえ、2040年及び2050年時点でのシナリオを複数策定し、公表する。
- ・ 策定するシナリオにおいては、電力需給のkW（電力）及びkWh（電力量）バランスを示した上で、需要に対する供給力の充足量又は不足量をシナリオごとに提示する。
- ・ 策定するシナリオは、必要に応じて長期脱炭素電源オークション等の円滑な実施や、電気事業者による計画的な電源開発の参考として国や事業者等の関係者に参照されることが期待されるほか、必要に応じて本機関が実施する関連課題への取組においても活用される。
- ・ 上記シナリオ策定後も、重点的に注視すべき要素を整理し、シナリオ策定時に想定した環境からの顕著な変化の有無を要素ごとに確認するなど定期的かつ継続的にシナリオのフォローアップを行うための準備を進める。

1－2. 供給力の確保を促進する取組

(1) 容量市場、長期脱炭素電源オークション

電力の安定供給に必要な供給能力の確実かつ効率的な確保を促進するため、容量市場を適切に運営することが重要である。そのため、実需給4年前のメインオークション、実需給1年前の追加オークション及び長期脱炭素電源オークションの実施に加え、実効性テストや容量停止計画調整等の実需給期間前業務、さらにはリクワイアメント・アセスメントや請求・交付等の実需給期間業務といった一連の流れを、円滑、確実かつ安定的に継続していくことが必要である。加えて、制度設計の点検や関連する他の制度改革等との整合性を取る対応を継続することが重要である。

以上を踏まえ、2025年度は以下の取組を実施する。

- ・ これまで開催したメインオークション・追加オークションの実施状況及び

その結果並びに実需給前・実需給期間中の各運営業務の実施状況を踏まえて、容量市場が効果的に機能しているかを長期的な視点で包括的に検証する。検証に当たっては、制度導入が先行する諸外国の先行事例等も参考にしつつ、検証方法を検討する。検証結果を踏まえ、必要に応じて制度設計や業務設計の見直しを行う。

- ・ 今年度予定している各オークションや実需給期間前業務、実需給期間業務を円滑かつ確実に遂行する。また、複数年度のオークション関連業務や契約管理業務、実需給期間業務等、業務が集中するため、外部リソースの活用を含めた運営体制の見直し・強化や業務運営の効率化に取り組む。さらに、定常外事象に関するリスクマネジメントを適切に行う。
- ・ 長期脱炭素電源オークションについて、制度適用期間前及び制度適用期間中業務の実施に向けた業務詳細設計及び体制整備の検討を行う。
- ・ 市場ルール変更や業務運営方法の改善等を踏まえた、容量市場システムや約定処理ツール等の各種システム及びツールの機能追加等を行う。
- ・ 容量市場について、引き続き、発電事業者、小売電気事業者及び一般送配電事業者等に対して、制度内容や各事業者が求められる対応について周知し理解を促進する。また、一般向けにも制度の意義や必要性を丁寧に解説する形で情報発信を行う。

（2）予備電源制度（電源入札等）の検討・実施

大規模災害を含む緊急時にも必要な供給力を確保できるよう、一定期間内に立ち上げが可能な休止電源を維持する予備電源制度について、調達等のプロセスの実施主体として、2回目の募集に向けて、2024年度に行った初回募集の結果を踏まえた検討を国と連携して進め、適切に実施する。また、確保した予備電源の補修内容や休止維持状態等の確認方法、電源入札拠出金請求や電源入札等補填金交付の具体的な方法等についても、国と連携して準備を進めていく。

供給力確保を最終的に担保するセーフティネットとしての電源入札等に関しては、供給計画の取りまとめ等の結果を踏まえて検討開始の判断を行うほか、容量市場の実需給期間の状況や国の供給力確保策等の議論も踏まえ、必要な検討を行う。

1－3. 調整力等の確保の取組

（1）必要予備力及び調整力の適正な確保に係る検討

日々の電力の安定供給には、適正な供給予備力や周波数制御のための調整力（周波数調整力、慣性力、同期化力、電圧調整力等）の確保等が必要であり、

それらを適正量確保することで電気料金の抑制と停電リスクの低減を両立させることが重要である。適正量の算定は、電源の運用状況等の分析に加え、系統の増強や制度の見直しによる変化も踏まえ実施している。

また、再生可能エネルギーの主力電源化に向けて、将来的に必要となる供給予備力及び調整力を想定しつつ、それらの管理方法及び調達方法の高度化に向けた検討を進めることが重要である。

以上を踏まえ、2025年度は以下の取組を実施する。

- ・ 供給予備力の適正な確保については、2025年度の供給計画、2029年度向けの容量市場のオークション結果及び需給動向等を踏まえ、供給予備力の一層の適正量の算定方法について検討を進める。
- ・ 系統混雑を前提とした供給信頼度評価手法の確立を目指し、海外の技術動向について調査・検討し、評価ツールの構築等を進める。
- ・ 調整力の適正な確保については、沖縄電力株式会社の供給区域以外においては一般送配電事業者が調整力を需給調整市場で調達する制度を踏まえ、その確保状況を確認するとともに、調整力公募が継続する沖縄電力株式会社の供給区域については、公募必要量の検討及び確保状況を確認する。
- ・ 再生可能エネルギーの増加や火力電源の休廃止動向を踏まえた中長期での調整力必要量及び設備確保量の計算方法等の精度向上に向けた検討を行うことで、中長期での調整力の充足状況の適正化を図る。
- ・ 2024年度に顕在化した広域予備率に関する諸課題について、電力の安定供給を維持するために発電事業者、小売事業者及び一般の需要家等のステークホルダーに対し、どのようなシグナルを示すべきかを起点に、追加供給力対策やインバランスなど関係する制度の見直しも含めた検討を国と連携して進める。
- ・ 慣性力の適正な確保については、将来の慣性力確保状況等の概算結果を基に、慣性力必要量算定手法の精緻化及び足元の確保状況等の管理手法について検討を進める。

(2) 需給調整市場の検討

必要な調整力の確実な調達及び効率的な運用については、電力系統を利用する全ての事業者や需要家にメリットが及ぶよう、広域化や市場メカニズムによる透明性の向上、さらにDR（ディマンドリスpons）事業者の新規参入を促進する競争環境の構築に留意しつつ、需給調整市場の段階的整備を進め、2024年度から全商品の調達・運用を開始した。

一方、応札量や価格などに課題が多いことから、需給調整市場の一層の効率的かつ確実な運用に向けて、必要な見直し・改善を進めることが必要である。

以上を踏まえ、2025年度は以下の取組を実施する。

- ・ 継続する需給調整市場の応札不足への対応として、リクワイアメント・ペナルティの緩和や要件緩和といった技術的な検討が伴う応札障壁に関しては、本機関が主体となり、国や電力需給調整力取引所とも連携し、誘導的措置の検討など市場取引の正常化に向けた対応を進める。
- ・ 需給調整市場の取引状況を踏まえた必要なルール見直しに関する検討を進める。また、気象予測精度向上や調達方法の変更による調達量の低減等の調整力必要量の適正化に向けた検討を進める。
- ・ 将来の系統混雑の発生状況を見据え、実需給において需給調整市場から必要な調整力を確実に調達できる方策の検討を進める。

(3) 同時市場の検討

現在、 ΔkW （調整力）は需給調整市場で、 kWh は卸電力市場でそれぞれ取引されているが、中長期的には、変動性再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、両市場間での電源起動停止などの最適化や適切なコスト回収の重要性が一層高まることが想定される。このため、より安定的かつ持続可能な需給運用・市場システムを目指し、卸電力市場や需給調整市場、発電販売計画等の提出など複数の制度及び実務面との整合にも留意しつつ、 ΔkW と kWh を同時に調達する同時市場について、その将来の導入を視野に、引き続き技術的・実務的検討を進めることが重要である。

以上を踏まえ、2025年度は以下の取組を実施する。

- ・ 同時市場全体の仕組みの検討として、前日断面の市場（前日同時市場）とそれ以降の断面での市場（時間前同時市場）における電源態勢、精算の仕組み、変動性再生可能エネルギー、混雑管理の取扱い等についての整理を行う。
- ・ 電源起動及び出力配分ロジックについては、高度な計算が必要となることから、専門家を集めた第三者検証体制にて、その実現性及び妥当性の検証を行う。
- ・ 同時市場における市場価格の平均値やボラティリティを確認するため、限界費用、平均費用及び ΔkW を考慮した価格等、複数の価格算定方法の比較検証を行う。

1－4. 需給監視及び安定供給確保の実現

(1) 夏季・冬季の電力需給検証と電力需給確認

国の需給対策の判断等の前提となる夏季・冬季の電力需給検証を行い、「電力需給検証報告書」として取りまとめて公表する。需給検証における供給力評

価のうち、更なる導入量拡大が見込まれる変動性再生可能エネルギーに関して、より高度な評価方法への検討に資するよう、電力需給実績を用いて評価の適切性等の検証を行う。

災害や電源トラブル等による kW のひっ迫だけでなく、燃料不足等による kWh のひっ迫のおそれについても、関係機関等と連携して情報収集を行い、kW モニタリング、kWh モニタリング、kWh 余力率管理の結果を分かりやすく発信することにより、関係者に適切な準備・対応を促す。また、広域予備率の算定方法見直しや制度変更等との整合を取るために必要な見直しを行う。

昨今の状況を踏まえれば、需給ひっ迫は必ずしも高需要期だけでなく、事故や作業による電源等停止に一時的な需要増が重なることで発生していることから、端境期においても需給ひっ迫リスクを確認し、必要に応じて追加の作業停止計画調整等の供給力対策が機動的に実施できるよう、一般送配電事業者と具体的な手順の整備等を進めるとともに、システム構築等を含む体制整備についても検討を進める。

(2) 会員の需給状況に関する監視・管理

会員から提出される各種計画に基づく需給の見通しや広域予備率、当日運用における需要や主要発電所の稼働の状況、供給区域間をつなぐ地域間連系線運用の状況等を 24 時間・365 日の体制で監視・管理する。

また、各種計画が「送配電等業務指針」(2025 年 4 月改正) に照らして適切に提出されているかを確認し、適切でない場合には、必要に応じて事業者に注意喚起や改善等の指導を行う。

(3) 需給状況が悪化した場合等の会員への指示等

実需給における安定供給確保を確実に実現するため、全国規模での需給監視を踏まえ、今後の見通しを的確に予想するとともに、需給状況改善の必要性を迅速に判断し、融通指示等により機動的に対応することが求められる。さらに 2024 年度からは、広域予備率に基づく需給管理が本格化し、需給調整市場における全商品の広域調達や余力活用契約に基づく運用、容量市場における実需給期間業務なども開始された。

2024 年度の実績や、広域予備率の公表、需給管理に係る諸課題についての追加的検討も踏まえつつ、2025 年度は以下の取組を実施する。

- ・ 広域予備率に基づき、平常時・緊急時を問わず電力の安定供給のために全国規模で需給管理を行い、需給上必要な場合は、融通指示等を機動的に行う。
- ・ 2 点から 48 点の公表に変更となる翌々日計画を含め、広域予備率の的確

かつ円滑な算出・公表を実施する。

- ・ 容量市場の実需給期間業務として、「広域予備率低下のおそれに伴う供給力提供準備通知」や「広域予備率低下に伴う供給力提供通知」の発信、リクワイアメント履行のアセスメントや不履行時のペナルティ賦課を的確に行うことで、容量確保契約の契約事業者に対し、需給一致に資する早めの行動を促す。
- ・ 広域予備率やインバランス料金の動向を踏まえた事業者による市場調達や容量市場のリクワイアメント履行の状況も考慮しつつ、需給管理の高度化に向けた更なる検討・改善を総合的に進める。
- ・ 需給運用に関し一般送配電事業者と連携した訓練を計画的に実施する。
- ・ 低需要や変動性再生可能エネルギーの出力増加等により、供給区域の需要に対して供給力が余剰になる場合は、供給区域を越えた長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の調整を行う。それでも余剰が解消せず、下げ代不足のおそれがある場合には、下げ代不足融通の指示を行う。
- ・ 国が取りまとめた再生可能エネルギーに対する出力制御の抑制に向けた包括的なパッケージに基づき、出力制御量の抑制につながる需要面（系統用蓄電池等）、供給面（他エリアのあらかじめ調整力として確保していない火力電源の出力引下げ等）、系統増強等の対策について運用方法を検討し、順次運用を開始する。

（4）再生可能エネルギー出力抑制時の検証

需給バランス維持を目的に一般送配電事業者が実施する再生可能エネルギーの出力抑制について、その指令の妥当性及び実施の公平性が確保されていることが重要である。

妥当性については、「業務規程」（2025年4月改正）に基づき、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）及び送配電等業務指針に照らして検証し、出力抑制を実施した月の翌月末、又は検証を四半期分まとめて実施する場合はその翌期末までに検証結果を公表する。

公平性については、業務規程に基づき、「出力制御の公平性の確保に係る指針」（2022年4月改定）及び送配電等業務指針に照らして検証し、検証結果を年度終了後に公表する。

2. 次世代電力ネットワークの実現に向けた取組

電力システム全体を束ねる基幹インフラである電力系統においては、2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、中長期の需要及び供給の見通しを

踏まえ、脱炭素電源の活用拡大、安定的かつ安価なエネルギー供給に資する取組を先行的かつ計画的に進めることが重要である。

とりわけ、再生可能エネルギーの主力電源化及び電力レジリエンス強化に資する次世代電力ネットワークの実現を目指し、第2次に当たる「広域系統長期方針（広域連系系統のマスター・プラン）」（2023年3月策定。以下第2次広域系統長期方針という。）に基づく広域系統整備計画の推進、高経年化設備更新の促進、「日本版コネクト＆マネージ」など既存系統設備の有効活用や再生可能エネルギーの導入拡大に適したルール整備等に関し、各業務について連携しつつ、以下の取組を実施する。

2－1. 広域系統整備の推進

（1）第3次広域系統長期方針の策定に向けた検討の開始

5年に1度見直すこととしている広域系統長期方針について、第3次広域系統長期方針の策定に向けた検討に着手する。「第7次エネルギー基本計画」（2025年●月閣議決定）や直近の供給計画を踏まえ、また、中長期の需要及び供給のトレンドや不確実性、系統整備に要するリードタイム、同時市場の検討等の環境変化にも配意しつつ、まずは第2次広域系統長期方針で示した広域系統整備に関する長期展望について、電源の導入状況や特性（再生可能エネルギー、原子力等）、大規模需要の立地見通しや立地誘導の状況等の前提条件の差異を確認し、見直しの必要性について検討する。

（2）広域系統整備計画の推進

第2次広域系統長期方針で示した広域系統整備に関する長期展望を踏まえ、電力の広域的取引の拡大や安定供給、再生可能エネルギーの主力電源化に資する広域系統整備計画の策定、計画の着実な推進及び実施段階の計画の検証に関し、以下の取組を実施する。

- ・ 北海道本州間連系設備（日本海ルート）及び中国九州間連系設備について、可能な限り早期に広域系統整備計画を策定することを目指し、国や関係者と連携して、実施案の評価等を着実に行う。
- ・ 現在、事業実施段階にある広域系統整備計画（北海道本州間連系設備、東北東京間連系線、東京中部間連系設備及び中部関西間連系線）について定期的に工事進捗等を把握するとともに、系統整備に伴う国民負担抑制の観点を含め、広域系統整備の実施段階における工事費等について検証する。

（3）系統整備に重要な事業環境整備

事業者が広域系統整備計画に基づく系統整備を行うに当たり、多額の資金を

要し相応のリスクも伴うことから、計画の実現に向けては資金調達の円滑化を含む事業環境整備を行うことが重要である。

本機関においては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「再エネ特別措置法」という。）に基づく系統設置交付金及び電気事業法に基づく広域系統整備交付金の交付を行うこととしている。さらに、2024年度からは、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第44号）に基づき広域系統整備計画に定められた電気工作物であって、安定供給確保の観点から特に重要なものの整備又は更新に関する計画として整備等計画を作成し、経済産業大臣に提出して、その認定を受けた事業者に対して、工事に着手した段階から交付可能となる特定系統設置交付金の交付や、値差収益を原資とした貸付を行うことが可能となった。全国調整スキームの対象範囲や追加的な支援方策の検討も含め、国の制度運用の議論と連携し、必要となる実務の検討や体制の整備等を進めつつ、事業実施主体等からの各交付金等の申請を前提に2025年度から交付等業務の本格的な運用を開始する。

（4）高経年化設備の更新

送配電設備の供給信頼度の維持と社会コストの最小化の実現を目指し、「高経年化設備更新ガイドライン」（2021年12月策定）を高度化するため、リスク量算定対象設備の拡大や、リスク量算定の精緻化等の検討を継続して進める。

また、広域連系系統の高経年化に対しては、第2次広域系統長期方針で示した広域系統整備に関する長期展望と整合性を取りながら、既設連系線等の設備更新を含めた設備形成を円滑に促進する仕組みの検討に着手する。

2－2. 系統利用及び運用の高度化

（1）地域間連系線等の管理

広域的な系統運用の中核をなす地域間連系線及び基幹系統を的確に管理するため、地域間連系線の運用容量及びマージンの算出・公表、承認電源等の申請の受付・審査、経過措置計画等の管理並びに系統情報の公表に係る以下の業務を実施する。

- ・ 地域間連系線の運用容量設定等に当たり、系統の安定性等を評価・確認する上で、系統解析ツールによる潮流等の解析の高度化に取り組み、業務品質及び信頼性の高い管理を行う。
- ・ 第2次広域系統長期方針に基づき中地域交流ループ及び東北東京間連系線増強後の具体的な運用方法及び運用容量の検討を引き続き進める。

- ・ 地域間連系線事故や計画外作業停止時等を含め、供給信頼度を確保した上で運用できる地域間連系線の限度値並びに異常時等の電気の供給及び広域的な調整力調達のために必要なマージンの値を算出・公表する。
- ・ 2024年度に設置した「将来の運用容量等の在り方に関する作業会」において、地域間連系線及び地内系統の運用容量の妥当性及び透明性の担保、課題の早期把握及び対策等の在り方に関する検討を進める。
- ・ 広域メリットオーダーを実現するための連系線利用ルール見直し（間接オーダークション導入）に伴う、承認電源等の新規及び変更申請を受け付け、定期審査を行う。同様に2025年度までの暫定措置として導入された経過措置計画について、銘柄廃止などの受付、管理業務及び入札行動等に係る経過措置対象者の監視等を行う。
- ・ 国が定める「系統情報の公表の考え方」(2024年12月改定)に基づき、地域間連系線及び全国の電力需給等に関する情報を公表する。

(2) 作業停止計画等の調整

流通設備の計画的な更新に伴い、長期作業停止の増加も予想される中、流通設備・電源設備の適切な保守と作業停止時の供給力確保とを両立させるため、事業者間の可能な限り早めの調整を促し、全体最適な作業停止調整を実現することが重要である。

このため、年間計画・月間計画・計画外・緊急時における、広域連系系統等の停止に関する計画の取りまとめに当たっては、実需給2年前の段階に策定する容量停止計画との整合、再生可能エネルギーの増加による供給構造の変化、端境期における需給ひっ迫リスク等を考慮し、地域間連系線の運用容量に影響を与える電力設備の作業停止計画についての調整を行い、公表する。

(3) 系統利用の高度化

再生可能エネルギー等の新規電源の早期連系と既存の系統設備を有効活用する仕組みである「日本版コネクト＆マネージ」に関する以下の取組を実施する。

- ・ ノンファーム型接続電源の増加に伴い、作業時等以外の平常時に発生する可能性のある系統混雑に備え、系統混雑の中長期見通しの精緻化等の検討を行うとともに、系統混雑による供給力や調整力への影響を評価する方法を検討する。
- ・ 基幹系統及びローカル系統の平常時における系統混雑の発生時に、一般送配電事業者が再生可能エネルギーの出力制御を行った場合に、業務規程に基づき、送配電等業務指針に照らして、あらかじめ定められた再給電方式

(一定の順序) の出力制御順に則って実施されたか妥当性を検証し、結果を公表する。

- ・ N-1電制の導入による平常時の運用容量の拡大に関連し、N-1故障の発生時に保護継電器による速やかな発電抑制が行われた場合に、業務規程に基づき、送配電等業務指針に照らして、費用精算に関する妥当性を検証する。
- ・ 系統アクセス検討の申込みが急増している系統用蓄電池の更なる導入促進のため、系統用蓄電池の順潮流（充電）側を含めた系統接続及び利用に関するルール整備について検討を進める。

(4) 効率的なアクセス業務

本機関が受付したアクセス検討案件については、専門的な見地から適切な妥当性確認を行い、遅滞なく回答する。

また、ローカル系統におけるノンファーム型接続の受付開始を踏まえて、2024年度から運用を開始した「混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス」について、提起を検討する事業者への丁寧な説明を行い、円滑な実施を確保する。

(5) グリッドコードの検討

系統連系技術要件を含む電源等の系統連系に係る一連の規程であるグリッドコードの適切な整備は、再生可能エネルギーの主力電源化を進めていく上で最も重要である。

このため、カーボンニュートラル実現に向けて参考値とする再生可能エネルギー導入比率である50～60%を想定した際に必要となる技術要件(フェーズ3)について、2030年頃の要件化を目指としつつ、導入の急拡大が見込まれる蓄電池やEV用急速充電器、過酷事故時の広範囲な停止が懸念されるインバータ電源など、系統へ大きく影響を与える設備については、フェーズ2'として優先して検討を行い、前倒して早期に要件化を進めていく。

さらに、新たに導入拡大が想定される電源種や新規技術・新制度等を考慮した技術要件(フェーズ4)について、その実現性や要件化の必要性を考慮の上、要件化時期を設定して検討を進める。

(6) 災害時連携計画、相互扶助制度

災害時連携計画を通じて一般送配電事業者間の連携体制を強化するため、一般送配電事業者の災害時連携計画の変更等に際し、全国的視点で検討を行い、意見がある場合には当該意見を付して経済産業大臣に送付する。

また、災害の早期復旧にかかる費用の負担を全国規模で調整する相互扶助制度の運営主体として、送配電事業者からの申請受付、交付金額の決定及び交付等を適正に行う。さらに、「災害等復旧費用の相互扶助運用要領」（2024年4月改正）に基づき、大規模災害において柔軟な運用を行うとともに、制度開始以降の実績を踏まえ、2026年度以降の拠出金総額や積立基準額などを必要に応じて見直す。

3. 再生可能エネルギーの導入及び系統運用・電力市場への統合の促進

2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、中長期の需要及び・供給のトレンドや不確実性も踏まえつつ、電源の脱炭素化を推進するため、電力の安定供給確保を大前提としつつ系統運用や電力市場への統合を進めることが重要である。

とりわけ再生可能エネルギーは、国民負担抑制や地域共生を重視しながら、主力電源化に向けて最大限の導入を進めていくことが必要である。そのため、入札を含むFIT・FIP制度や積立制度を適正かつ効率的に実施するとともに、多額の資金を長期で適切に管理することが不可欠である。

また、変動性再生可能エネルギーの増加に伴う下げる代不足への対応、あらかじめ定められた順に則り出力抑制を適切に実施するなど、電力の安定供給に必要な取組と両立させることも重要である。

以上を踏まえ、再エネ特別措置法に基づく制度に関しては、第7次エネルギー基本計画も踏まえつつ、2025年度は以下の取組を実施する。

- ・ FIT・FIP入札や交付金交付、納付金徴収等を通じた再生可能エネルギー導入支援業務は、認定事業者、買取義務者及び小売電気事業者等の事業運営への影響が大きいこと、また、原資となる賦課金は国民負担により賄われていることも踏まえつつ、法令、指針及び規程類に則り、適正かつ効率的な業務運営を行う。とりわけ交付金の算定においては、発電側課金の考慮や需給近接型太陽光、FIP電源に対する支援強化等の制度改革を適切に反映しつつ、正確な処理を行う。また、入札業務においても、厳正な情報管理のもと、入札保証金の納付・返還等を含め、法令、指針及び規程類に則った適正かつ公正な運営を引き続き行う。
- ・ 廃棄等費用積立に係る業務については、2025年度より長期安定適格太陽光発電事業者が太陽光発電パネルを増設・更新する場合に、増設分について積立期間の終了までの期間にわたり必要額を積み立てる仕組みが開始される等の制度改革が予定されていることから、これらの運用についても適切に実施する。さらに、今後、風力発電設備についても廃棄等費用積立ての対象とするための制度の改正が予定されていることから、追加される

業務の確実な実施に向け、国と連携して体制整備を含めた必要な準備を進める。

- ・認定事業者に対する事業規律強化のため2024年度から開始された、事業計画違反が確認された認定事業者に対して、経済産業大臣の命令に基づき交付金の支払を一時留保する交付金相当額積立金の管理業務について、引き続き確実かつ円滑に実施する。
- ・再生可能エネルギー勘定において多額の資金を長期で取り扱うことから、月々の細やかな実績管理、資金リスク評価を踏まえた収支見通し・資金計画を策定し、引き続き適切かつ堅実に資金管理を行う。本勘定は、再エネ特別措置法の趣旨から複数年で収支が相償する仕組みであり、かつ電気事業法において本機関の資金の借入れや債券発行、政府保証の活用等について規定されている。これら規定に基づき、2023年度及び2024年度には不足資金の借入れを国と連携して実施した。引き続き収支動向等を的確に把握しつつ、国と連携して、返済や資金調達等について適切に対応する。
- ・再生可能エネルギー関連業務に関する数多くの事業者からの問合せに的確に回答するとともに、ウェブサイト及びFAQの充実等により分かりやすい情報提供を実施する。

4. システムの整備・安定運用

本機関の確実かつ効率的な業務遂行の基盤であり、かつ会員等利用者の利便性を向上させる情報システムの整備を進め、長期にわたる安定運用を確保することは不可欠である。このため、老朽化が進むシステムについて安定稼働を維持しつつ必要なハード・ソフトの更新を中長期的に安全かつ効率的に行う。また、様々な制度改正に対応するための機能追加や業務効率化に資する改良等を、中長期を見据えた全体調整の下で計画的に設計・開発・実施するとともに、システムの安定運用のための効率的な維持管理を徹底する。

また、システムの整備、更新等における質、コスト及び納期の管理並びに説明能力の高度化のため、CIOアドバイザー等専門家の知見も活用し、OCCTO-PMO活動などプロジェクトマネジメントの取組強化を進める。

（1）広域機関システムの機能追加及び安定運用確保

様々な制度改正に的確に対応しつつ、一般送配電事業者をはじめとする電気事業者や取引所等との安定的なシステム連携の下、全国の系統の増強や効率利用に向けた制度改善を最大限活かす形で広域運用を促進するため、広域機関システムの開発や維持管理等を計画的かつ着実に進めることが重要である。これ

を踏まえ、2025年度は以下の取組を実施する。

- ・ 2026年度からの運用開始に向けて、中地域交流ループ化に伴う3供給区域間の運用容量や計画潮流のフェンス管理への変更、需給調整市場における全商品の前日調達化などの制度改正に対応した開発・リリースを確実に進める。
- ・ さらに、2027年度の運用開始に向けて、北海道本州間連系設備の設備増強等に対応する開発に遅滞なく着手する。
- ・ 現行の広域機関システム（以下「現行システム」という。）の維持管理及び保守においては、現行システムのリプレース時期も見据えつつ、必要最小限のハードウェア保守限界対策として計画的な機器等の更新を進め、正常かつ安定した運用に万全を期する。
- ・ 現行システムの2030年度末リプレース、2025年度本格開発着手という当初のスケジュールの見直しを行い、現行システムの暫時延命を前提に、一般送配電事業者9社が共同で進めている次期中央給電システム（以下「統一中給システム」という。）更改との協調及び機能分担等の検討・調整を進めている。2025年度においても、同時市場等の制度に関する議論も注視しつつ、不必要的重複投資は避け、システム間の全体最適による社会コスト抑制を追求し、システム間の接続・移行リスクに万全を期すため、必要な検討・調整を引き続き進める。
- ・ なお、現行システムは9社の中央給電システムと連携して広域運用を行っているが、2028年以降に構築される予定の統一中給システムとの接続先変更や対向試験の実施にも細心の注意が必要である。これらを総合的に考慮しつつ、将来の広域機関システムのハード・ソフト両面の構成見直し及びその実現可能性や安定的移行に係る技術的評価などを進める。

（2）容量市場、再生可能エネルギー関連業務、スイッチング支援システム等
容量市場、再生可能エネルギー関連、需要家の円滑な小売電気事業者の切替え（スイッチング）支援に係る業務等の適正かつ効率的な運営のため、各システムの機能追加・改良や安定した運用の維持が不可欠である。

以上を踏まえ、2025年度は以下の取組を実施する。

- ・ 容量市場システムにおいては、2026年度実需給期間から制度変更となる発動指令電源の調整係数の設定及び実需給期間の業務の適正かつ効率的な業務運営や長期脱炭素電源オーケーション業務実施に必要なシステム開発を行う。
- ・ 再生可能エネルギー関連システムにおいては、長期安定適格太陽光発電事業者の廃棄等費用積立ての仕組み、需給近接型太陽光やFIP電源に対する

る支援強化等に関する制度改正対応、適正かつ効率的な業務運営及び関連システムの更新・合理化のためのシステム開発を行う。

- ・ OAシステムにおいては、保守限界に伴う2026年度におけるリプレースに向け、必要に応じクラウドサービスの活用や内製化の検討も含めた全体設計、調達及び構築を進める。
- ・ 上記のほか、スイッチング支援システム、広域予備率Web公表システム、ユニット別発電実績公開システム、会員情報管理システム及び会計システム等についても必要に応じ改良、運用及び保守等を計画的に行う。

(3) 情報システムのセキュリティ対策

電力の安定供給を担う本機関の業務基盤である各システムについて、情報セキュリティ及びサイバーセキュリティ対策を高め、大規模停電に至るセキュリティ事故発生ゼロを維持する。

2025年度は、引き続きサイバー攻撃への備えを強化し、セキュリティログの監視、情報セキュリティ監査等を行いつつ、セキュリティインシデント防止対策の強化、発生時に備えた訓練、役職員のセキュリティ意識向上、国と連携したシステム利用事業者向け自己点検などの取組を進める。

5. 事業を支える基盤整備及び組織運営・ガバナンスの強化

電力システムを取り巻く環境変化や制度拡充に対応し、複雑・多様化しつつ拡大する本機関の業務を支えるための体制整備が喫緊の課題となる中、①組織運営やガバナンスの強化、②人材確保や人材育成の強化、③情報収集や発信機能の強化といった「3つの強化」に特に力を入れていく。このほか、災害対応の強化などを含め、横断的課題に計画的かつ機動的に対処し、組織運営の基盤を強化する。

5－1. 組織運営・ガバナンスの強化

(1) 組織運営体制の継続的見直し

「組織体制についてのアクションプラン」(2021年6月策定)を踏まえつつ、2023年度に制定・公表した「運営理念」(ミッション、ビジョン、バリュー)の浸透を図るとともに、中長期を見据えた戦略的・計画的な組織運営、効果的かつ効率的な業務遂行の確保及び業務全般にわたる多層的なガバナンス・リスク管理の強化に引き続き取り組む。

また、第7次エネルギー基本計画を含め、電力システムを取り巻く環境変化や国の審議会等における制度改正の検討等を踏まえ、必要に応じて業務の見直しや拡充、合理化、組織体制の整備・変更等を機動的に行う。

(2) 予算・財務管理

本機関の運営は、基本的に電気事業者たる会員の会費・特別会費から成り立っており、新たな制度や政策ニーズ等を受けて業務等が拡大する中で、効果的・効率的な事業運営や予算マネジメントが一層求められている。

このため、予算策定時には、当該予算の必要性、効率性、優先度などを精査し、調達時には、入札を原則として適切な方法を選択するなどにより、可能な限りの経費節減に引き続き努め、国民を始めとする各種ステークホルダーに対する説明責任を果たす。

また、効率的な予算執行を徹底し、決算時には、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、財務会計システムを活用した厳正的確な会計処理により財務諸表等に取りまとめ、内外の監査を経て、事業報告書とともに公表し、透明性を確保する。

さらに、取り扱う資金が増大・多様化するとともに、余裕金の運用や金融機関からの借入れ等による資金調達のみならず、広域系統整備に係る貸付け等も今後行う必要があることから、企業会計基準への準拠や外部監査の導入も踏まえ、適切な資金財務管理及び更なる体制整備等を行う。

(3) 監査法人による会計監査の導入

昨今の業務の拡大、取り扱う資金の増大を踏まえ、国の電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループの取りまとめを踏まえ、2024年度決算より監査法人による会計監査を導入することとしている。また、会計処理の透明性向上のため、一般に公正妥当と認められる企業会計基準に準拠しつつ、本機関の経営成績をより適切に表示する会計整理に変更するべく会計規程等を改正し、実務・体制を適切に構築する取組を進めている。2025年度は、更なるガバナンスの強化に向け、外部会計監査の実施も踏まえつつ、引き続き体制や仕組みの強化を進めていく。

(4) 監査・モニタリング

本機関は、電気事業法等に基づく国の規制・認可や審議会における議論、同法や定款等に基づく総会、理事会、評議員会、委員会等の審議や議決、監事監査や内部監査等により、多層的にチェックするガバナンスが構築されている。

監査室が行う内部監査では、本機関の業務が適正、中立及び公平に行われているかについて、業務実施、財務報告、文書管理、情報管理及び情報セキュリティ等の観点から監査を実施する。

特に財務報告については、多額の資金管理を扱う業務に係る内部統制の評価、

会計処理及び資金管理等の業務の適正性のモニタリングに重点を置いた監査を実施する。

情報セキュリティについては、中立性・公平性の観点を含む情報管理の徹底のために、第三者の専門性を活用した客観的な監査や内部モニタリングも併せて実施する。

また、監事監査及び監査室による内部監査に加え、監査法人による会計監査を導入することに伴い、これら三様監査が相互に連携する体制を築くことでガバナンスの実効性を一層高めていく。このほか、2024年度より自主的に導入した内部通報制度等について適切に運用する。

5－2. 人材確保・人材育成の強化

本機関の業務の拡大、複雑・多様化により、プロパー職員、出向者を問わず、様々な高いスキルを持つ職員の確保が一層求められる。

特に、公益最大化を追求する中立専門機関としての組織の使命、業務の継続性、個社情報を扱う部署の存在を踏まえると、業務の中立性・公平性は制度上も業務運営上も十分確保されているとはいえた出向者への依存は望ましいものではなく、プロパー職員の質的・量的な確保・育成は最優先課題である。2025年度においても、引き続き、新卒・中途採用の強化とともに育成にも力を入れる。

職員の育成に関しては、採用時研修、新卒者向け研修、現場視察、国の電力部署着任者との合同研修などに加え、2024年度より導入した職員の成長に合わせた階層別研修を実施する。月に2回程度、全職員が参加可能な自主的勉強会もテーマを変えつつ継続的に開催する。また、キャリアパスの多様化、能力や成果に応じたメリハリのある待遇、スキルアップ支援、健康診断や子育て支援等の福利厚生施策などを必要に応じ見直しつつ適切に運用する。

なお、2025年度までに大手電力出向者比率を50%未満まで計画的に引き下げる目標は前倒しで達成したところであり、業務拡大・複雑化に対応する即戦力としての出向者確保にも引き続き取り組みつつ、プロパー比率の更なる向上を目指していく。

5－3. 情報収集・発信機能の強化

電気事業の広域的運営の重要性、本機関の役割、業務、運営等について、会員や有識者はもちろん、一般向けにも分かりやすいウェブサイトや積極的な報道対応を含め、多様なステークホルダーを念頭に、情報発信及び広報を強化する。特に需給ひっ迫等に関しては、正確かつ迅速な情報発信が極めて重要であることから、国や一般送配電事業者と連携し、緊急時対応への準備を含め一層取り組む。

また、電力需給、電力系統の状況、系統アクセス業務、翌年度・中長期の電力需給及び電力系統に関する見通し及び課題、予備力及び調整力の評価・検証等に関する年次報告書を取りまとめ、公表する。さらに、本機関の委員会や検討会において有識者や実務家を交えた各種の制度運用等に関する審議の内容についても的確に発信・共有する。

国際学術会議、技術懇談、海外調査等を通じて、海外の関連機関との連携を強化し、海外へ向けても日本の取組を発信しつつ、海外動向に関する組織的な知見の蓄積や活用に向けた検討を進めていく。

5－4. その他必要な取組

(1) 災害等への対応

災害等の緊急時は、業務規程や「防災業務計画」(2024年8月改定)に基づく対応態勢の下、国や一般送配電事業者等との連携を強化し、需給確保のため迅速かつ機動的に対応する。

平常時は、対応体制の整備や防災訓練を行うほか、事務所や役職員等が被災した際にも、事業継続計画に基づき優先継続業務を確実に遂行できるよう、西日本に構築したバックアップ運用拠点における対応訓練など、災害対応力の強化に向けた取組を実施する。

また、本機関は、災害対策基本法(昭和36年法第223号)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に基づく指定公共機関であることも踏まえ、不測の事態に引き続き備える。

(2) 苦情又は相談の対応及び紛争解決

電気供給事業者等から、送配電等業務等に関する苦情又は相談を受けたときは、事案の事実関係や双方の主張を公平かつ丁寧に聴取し、論点整理や制度・実務両面にわたる総合的な検討を行い、遅滞なく回答する等により早期の解決に努める。必要に応じ、本機関による裁判外紛争解決手続(あっせん・調停)の説明・実施や、電気供給事業者に対する指導又は勧告等を行う。

また、電気供給事業者等の業務の改善に資するよう、苦情の申出又は相談等の内容を定期的に取りまとめ、公表・周知する。

(3) 送配電等業務指針等の規程類の整備

国の審議会等において検討される様々な制度改正の実施等に適切に対応するため、定款、業務規程、送配電等業務指針その他本機関が関わる規程類の改正などルール整備を適切に行い、公表・周知する。

● 電気事業法第二十八条の四十に位置づけられた本機関の業務との対照表

電気事業法 第六目 業務 (業務)	2025年度事業計画での記載箇所
第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。	—
一 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視を行うこと。	1-4. (2) 会員の需給状況に関する監視・管理
二 第二十八条の四十四第一項の規定による指示を行うこと。	1-4. (3) 需給状況が悪化した場合等の会員への指示等
三 送配電等業務（一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をいう。以下この項において同じ。）の実施に関する基本的な指針（以下この節において「送配電等業務指針」という。）を策定すること。	5-4. (3) 送配電等業務指針等の規程類の整備
四 第二十九条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による検討及び送付を行うこと。	1-1. (1) 供給計画を通じた需給管理
四の二 第三十三条の二第三項の規定による検討及び送付を行うこと。	2-2. (6) 災害時連携計画、相互扶助制度
五 入札の実施その他の方法により発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者その他の供給能力を有する者を募集する業務 その他の供給能力の確保を促進するための業務を行うこと。	1-2. (1) 容量市場、長期脱炭素オーケーション、(2) 予備電源制度（電源入札等）の検討・実施
五の二 第九十七条第一項の卸電力取引所から第九十九条の八の規定による納付を受け、変電用、送電用及び配電用の電気工作物の整備及び更新に関する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。	2-1. (3) 系統整備に重要となる事業環境整備
五の三 第九十七条第一項の卸電力取引所から第九十九条の八の規定による納付を受け、第二十八条の五十第一項に規定する認定整備等事業者に対し、同条第二項に規定する認定整備等計画に基づく電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。	2-1. (3) 系統整備に重要となる事業環境整備
五の四 前二号に掲げる業務（第二十八条の四十八第一項、第二十八条の五十四第一号及び第九十九条の八において「広域系統整備交付金交付等業務」という。）を実施するため、同項に規定する広域系統整備計画を策定すること。	2-1. (1) 第3次広域系統長期方針の策定に向けた検討の開始、(2) 広域系統整備計画の推進
六 送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。	5-4. (2) 苦情又は相談の対応及び紛争解決
七 送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決を行うこと。	5-4. (2) 苦情又は相談の対応及び紛争解決
八 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。	1-4. (1) 夏季・冬季の電力需給検証と電力需給確認、 (4) 再生可能エネルギー出力抑制時の検証 2-1. (4) 高経年化設備の更新 2-2. (1) 地域間連系線等の管理、(2) 作業停止計画等の調整、(3) 系統利用の高度化、(4) 効率的なアクセス業務、(5) グリッドコードの検討
八の二 再生可能エネルギー電気特措法第二条の二第三項、第十五条の二第一項及び第二十八条第二項（再生可能エネルギー電気特措法第二十八条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による交付金の交付、再生可能エネルギー電気特措法第十五条の十一第二項及び第二十九条の二第二項の規定による徴収並びに再生可能エネルギー電気特措法第三十一条第一項及び第三十八条第一項の規定による納付金の徴収を行うこと。	3. 再生可能エネルギーの導入及び系統運用・電力市場への統合の促進
八の三 再生可能エネルギー電気特措法第十五条の十九の規定による交付金相当額積立金及び解体等積立金の管理を行うこと。	3. 再生可能エネルギーの導入及び系統運用・電力市場への統合の促進

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。	4. システムの整備・安定運用 5-1. (1) 組織運営体制の継続的見直し、(2) 予算・財務管理、(3) 監査法人による会計監査の導入、(4) 監査・モニタリング 5-2. 人材確保・人材育成の強化 5-3. 情報収集・発信機能の強化 5-4. (1) 災害等への対応
十 前各号に掲げるもののほか、第二十八条の四の目的を達成するために必要な業務を行うこと。	1-1. (2) 将来の需給管理の複数シナリオの検討 1-3. (1) 必要予備力及び調整力の適正な確保に係る検討、(2) 需給調整市場の検討、(3) 同時市場の検討 1-4. (1) 夏季・冬季の電力需給検証と電力需給確認 4. (2) 容量市場、再生可能エネルギー関連業務、スイッチング支援システム等、(3) 情報システムのセキュリティ対策
2 推進機関は、前項各号に掲げる業務のほか、電気事業の広域的な運営の推進に資するため、次に掲げる業務を行うことができる。 一 電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。 二 再生可能エネルギー電気特措法第七条第十項の規定による入札を実施すること。	— 2-2. (6) 災害時連携計画、相互扶助制度 3. 再生可能エネルギーの導入及び系統運用・電力市場への統合の促進
3 推進機関は、前二項に規定する業務の実施に当たつては、エネルギー政策基本法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項に規定するエネルギー基本計画その他のエネルギーの需給に関する施策の内容について配慮しなければならない。	—